

社会保障審議会年金部会について

1. 設置趣旨・審議事項

「平成16年までに実施される次期財政再計算に向けた年金制度全般にわたる議論」

2. 審議の進め方

- ・ 審議は原則公開（社会保障審議会運営規則第5条第1項）
- ・ 議事録（上記規則第6条）、提出資料も原則公開。
- ・ 当面は、1～2か月に1回程度開催。

今後の社会保障審議会の審議の進め方について

1. 社会保障審議会（総会）は、年3～4回程度開催し、社会保障全般、個別制度横断的な課題等を取り上げる。
2. 個別分野については「部会」を設置し、審議を行う。
 - (1) 前回の社会保障審議会において、年金数理部会、福祉部会、障害者部会の設置を決定
 - (2) 次の個別分野について、部会を新たに設置することとする。
 - ・ ただし、部会の発足、審議開始時期については総会の議論状況をも踏まえたものとする。
 - ・ 審議会委員の部会所属は、委員の意向をも踏まえ調整していく。

(参考) 社会保障審議会令（平成12年政令第282号）

（部会）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

① 人口部会

＜設置趣旨・審議事項＞

- 平成12年国勢調査の結果を踏まえて国立社会保障・人口問題研究所が行う、次期将来人口推計作業の考え方や推計前提の検証

＜当面のスケジュール＞

- 平成13年7月発足予定
- 以降、年度内に4回程度開催し、推計結果を報告。

② 医療保険部会

＜設置趣旨・審議事項＞

- 平成14年度に向けた医療制度改革の議論

＜当面のスケジュール＞

- 夏頃に発足予定
- 平成14年度の医療制度改革に向けて、高齢者医療制度の見直し等必要な事項を議論。

③ 医療部会

＜設置趣旨・審議事項＞

- 医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

＜当面のスケジュール＞

- 今秋早い時期に発足予定
- 当面、先の医療法改正から検討課題としている患者の選択に資する情報提供の推進、「平成14年度の医療制度改革」に伴う所要の検討等必要な事項を議論。

④ 児童部会

＜設置趣旨・審議事項＞

- 地域の子育て支援施策、保育施策、家庭福祉施策、母子保健施策などの児童や家庭の福祉等に関わる事項の議論

＜当面のスケジュール＞

- 秋頃に発足予定
- 近年、急速に進行している少子化への対応を推進するため、少子化対策の推進状況及び在り方等について議論。

⑤ 年金部会

＜設置趣旨・審議事項＞

- 平成16年までに実施される次期財政再計算に向けた年金制度全般にわたる議論

＜当面のスケジュール＞

- 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が本年中を目途に議論を整理することとしており、その状況を踏まえて発足予定。